

「経済統計資料」——戦前(3)——

明治・大正期の「労働統計調査」概観

高橋益代*

§1. はじめに

筆者は先回の戦前(2)で大正から昭和期の軍需統計調査と関連して労働統計に言及し、これについては別に展望してみる予定であるとした。また、これより以前経済資料協議会が20周年の記念事業として編さんに着手した『日本経済統計資料総合目録』の内、「労働統計」の予備版の採録・編集作業に関与した(1973年)。この『総合目録』はその後同朋舎を通して刊行されたが、「労働統計」編は未刊のままでこの事業は終了した。予備版収録の資料の不十分性については当初より気にかけていたが、本編刊行に際しては十分に追加訂正され、整備されることを期待していた。しかし、前述のような経緯から今日に至り、労働に関しては個人的にも関心を持っていることから、いずれは何らかの形で補足を行いたいという思いでいた。

今回前稿との関連で「労働統計」を採り上げることにし、第一に予備版の補完として、予備版では採録の対象としなかった明治期の資料をむしろ全面に明治以降の近代日本の労働統計調査について考察してみたいと思う。

もとより明治から戦前期の労働統計については『日本労働運動史料 第10巻 統計篇』(労働運動史料委員会 1959. 3)の「解説」に尽きると言えるが、あえて屋上屋を重ねるのは、この「解説」は本編である全国統計データへの解説であること、それ故中央官衙の資料に多くを負っていることに対し、資料屋の視座からその後に発掘された資料や地方独自調査の資料も採り上げてみて、その間隙を埋めることになんらかの示唆ともなればというところである¹⁾。

以下はこのための第一段階のメモに過ぎないが、一度整理してみて大方の叱正を願

* たかはし ますよ 一橋大学経済研究所日本経済統計情報センター

1) ここでは中央への進達原書も含めて論じているが、地方発掘の資料の場合「ごまの油と歴史資料はしげばしげほど出るもの」という言葉はまことに至言という感がする。今後まだまだ多くの資料が発掘されることを期待したい。

う次第である。なお、この稿では第一次ならびに第三次産業に係わる労働については差し当たり言及していないことをおことわりしておく。

§2. 「労働統計」ということ

「労働」という用語は、現在では大綱としての「経済」に内包されているが、戦前には社会問題の一分野か、でなくとも「社会」の隣りに位置付けられていた。しかし、労働と産業は表裏一体と言わないまでも不可分の関係にあることは生産活動において生産の一要素としての労働力が極めて重要な問題であることをみれば自明である。附言であるが、K・マルクスの経済学の発想は、この労働の位置を単なる一要素としてでなし、全面に押し出して展開したところに特色があるのではなかろうか。特に第二次産業における生産要素としての労働力は見逃すことの出来ない視座である。

労働統計は、その対応する所（場所）から産業統計と、また一方実体（担い手）を扱う人の面から人口統計とに深く関係している。概念的に言って産業は近代経済分析においてその解明上必須の項目であるし、人口は統計そのものにおいても最右翼の基本資料である。そして労働はこの兩者をつなぐ環というわけである。その他にも、労働は労銀→生計・物価、労災→社会保障・衛生とざっと掲げてみただけでも経済統計とされるものの大部分の分野に関連している。労働運動は労務管理として経営にも、また社会的には社会政策にと波及する。さらに、労働の質を問うならば、教育程度ということで文部統計も視野に入れなければならない。労働統計の重要性は実に深いと言わざるをえない。

しかしながら、「労働」という主題分類が項目としていつの頃から確定してきたのかはここで論じないが、統計調査の用語としての「労働統計」自体の登場はそう古いことではない。

我が国においては「労働」は所謂「労働問題」として、まず社会調査の一つとして登場する運命にあった。社会問題の分野としての労働問題としてまず社会政策学界の研究者にとり上げられ、労働力人口よりかは労働者待遇——労働条件や生計費の問題としてが先行した。それ故統計調査の一分野として、人口統計のように位置付けられることは厳密にみるならば、戦後になってということになろうかと言える。明治前期はもとより中・後期でも所謂「労働統計」として独立した調査は行われていないのである。労働に総括される労働者や労働条件等々の項目は工場調査（工業調査）とワンセットの工場統計の内の一・二の調査項目として調査されている。ちなみに、労働省の前身を担う厚生省が設置されたのはなんと昭和13年第二次大戦の前夜に近い時期、労働統計そのものとして「統計資料実地調査ニ関スル法律」（大正11年）に基づいて一本立ちで調査された「労働統計実地調査」の創始は大正13年である。これとても、

通則として雇用労働者30人以上の工場、50人以上使用の鉱山、そして3年毎という限定の下であった。

そのため、明治以降の労働統計を整備しようとするならば、他のいろいろの分野の資料を渉り検討しなければならない。それらの内、明治期より時系列データがあり、かつ信頼できる資料として掲げられるものは、労働者の供給要素としての労働力人口に接近する人口統計、労働者の場所としての工場統計中に含まれる職工（数）調査ぐらいなのである。

§3. 労働人口数把握としての人口統計

日本の人口統計は、戸籍としての人口は古代律令制の時代から調査が行われていることは衆知のことである。明治以降の調査についてみれば、人口調査の内訳には族籍・年齢・体性等と並んで「職業（有業）」が当初から登場している。

1. 明治5年の所謂壬申戸籍に始まる人口調査の原書である『管轄分（県分）戸籍表』や『国分戸籍表』に、内表としてある「職分表」がそれである。この資料は内務省戸籍寮（後戸籍課→戸籍局）より太政官に上申の進達書を太政官で取纏めたものと思われる。書式は「戸籍編成ノ事」（明治5年太政官第4号）に基づき、職分は今日の職業分類の概念には相応しないような分類である。

官員、神官、兵隊、従者、皇学、支那学、英学、仏学、兵学、医術、武術、算術、筆学、とあり、庶民は農・工・商・雑業の大項目のみである。他に雇人がある。寄留関係の職分には修行人の他教導職というものもある²⁾。この職分表は、どうゆう理由でかは詳らかにしえないのであるが、刊本である『日本全国戸籍表』には掲載されておらず、調査自体も明治10年の改正により消滅してうるので「これまで組織的にはほとんど利用されておらないよう」である³⁾。しかし、「なんといってもこうした古い時期に実地に調査されたセンサス・データであるから」⁴⁾して、もう少し検討されてもよい資料ではなかろうか。

2) 明治9年の表では、さらに細分されてきて、僧・尼・魯学・独乙学・普通学・師範学・農学・工学・学校教員・小学科・漁業が加えられ、皇学は本邦学、支那学は漢学となり、英学仏学は纏めて欧米学とされている。

3) 「職分表」は『現住人口動態＝関スル統計材料（維新以後帝国統計材料彙纂 第2輯）』の第1編に明治5～9年分が編集されて収録されている。原表の有業人口は本籍者で本籍地に現在している者の職分という規定で、現住者総数のものではない。そこでこの編集した表では、同法現中の「出寄留表」「入寄留表」も職分表示を行っているので、この入寄留者の分も合算して、「有業現住人口」としている。なお、原書自体は総務庁統計局に保存されている。

4) 梅村又次「有業者数の新推計：1871—1920年」『経済研究』第19巻第4号、1968、10323頁。

この後、明治19年内務省令第3号による様式第8「耕作及捕魚採藻業戸数表」まで職分についての調査は人口調査からは消滅する。

2. 「耕作及捕魚採藻業戸数表」は表題の通り第一次産業の、それも一部の業体で、しかも戸数（専・兼別はあり）のみである。同表は「明治19年ヲ以テ第1回トシ爾後6年目毎ニ12月31日ノ現数ヲ調査」とされている。この表は明治21年の「内務報告例」にそのまま引きつがれるが、明治31年「戸籍法」の改正に伴い、人口統計調査関係事務は内務省から内閣統計課（後統計局）に移管され、それと共に明治31年11日内閣訓令第1号「人口統計材料統計表取扱手続」が制定される（人口静態統計の開始）。内務省の手による該表は、上記の規定からして、明治19年と同24年の2回分のみである。この様式による計表は『日本帝国国籍戸口表』に掲載されている。

次に、全国規模の人口統計調査に職業別（産業別）人口が表章されるのは、実に30年後大正9年の人口センサス（国勢調査）なのである。

3. 国勢調査は統計調査中の統計調査であり、人口関係はもとより統計調査関係の各文献には必ず採り上げられているものである故、国勢調査自体の沿革その他についてはここで述べる予定はない。ただ当初明治38年に予定されていた第1回の国勢調査が日露戦役の影響で延期となり、大正9年まで陽の目をみずに至ったのであるが、しかし、この間各地方庁により独自に市勢調査或いは郡勢調査と称される人口調査が施行されたことに触れておきたい。これらの調査は当初計画の国勢調査の様式にほぼ倣って作製されており、すべて職業調査（本・副別）を含んでいる。明治41年東京市の例では、238（小分類）項目にまで細分されて計上されている⁵⁾。

国勢調査は、5年毎調査の内、10年毎を大調査年とし、この該当年次には産業（職業）別人口を調査し、その間の年には年齢・体性等の一般人口統計調査事項のみ調査する。従って、産業又は職業別人口を把握できる調査年は、戦前では大正9、昭和5、同15年の3ヶ年のみである⁶⁾。

これに対し、大正14年、昭和10年の簡易調査年に補完として、「附帯調査」で各地方庁から職業別人口の調査が申請されている。

4. 附帯調査は、「国勢調査施行令」第23条で内閣総理大臣の認可を条件としてこれを認めることが規定されているもので、勿論審査の結果不認可となるものもある。

(1) 大正14年調査では、16府市町村が附帯調査の申請をし、内12県市町村が何らか

5) 所謂市勢調査については「明治期を中心にみた日本の人口統計資料について」（『経済資料研究』14）参照。

6) 国勢調査における産業又は職業分類の年次による異同については、当該官署による解説の他、多くの研究者によっても時系列データ作成上いろいろと分析されている。特に、大正9年の場合は、第1回ということもあって、職業分類と産業分類が未分化のところもあって整合性をとるのが難しいようである。分類の問題については参考文献参照。

の形で職業調査の施行を申請している。この内、和歌山県と広島県豊田郡長谷村の2県村は後日取消をしているので、実施されたのは10件である。この附帯調査に言及している文献は筆者の不勉強によるものか『統計局八十年史稿』の各国勢調査年の項の内「附帯調査」として、地方庁名・調査区域・調査事項の一覧が掲げられている他は、『労働力』（梅村又次他 昭和63. 10）の第12章で静岡県と鳥取県のものについて言及している程度しか判明しない。

統計局原課所蔵の文書に当たって調査してみた結果を掲げてみる。〔職業関係のみ〕

表1 大正14年 附帯調査

道 県	調査実施団体	調査区域	調 査 事 項	結果表
北 海 道	留萌郡留萌町	全管	職業及職業上の地位(本副)	有
青 森	青森市	〃	〃	①
岩 手	盛岡市	〃	職業 (本副)	有
新 潟	高田市	〃	職業 (本業)	〔刊行〕
福 井	大飯郡佐分利村	〃	職業 (本副)	有
静 岡	静岡県	〃	職業及職業上の地位(本副)	刊行
鳥 取	鳥取県	〃	〃	刊行
徳 島	徳島市	〃	職業 (本副)	②
福 岡	田川郡糸田村	〃	職業 (本業)	有
宮 崎	東臼杵郡岡富村	〃	〃	有

上表の内、①は文書綴の中で大正15年9月現在で10月完了予定と、②は作業中と報告しているもの、有は綴の中に報告表が綴られているが、刊行されているかどうかは不明のものである。①および②についても、その後公表に至ったかどうか不明である。集計表も原課の綴の内に発見できていない。

これらは致し方ないとして、残念なのは、刊行完了となっている高田市の資料が、未だ所在不明なことである。現上越市役所の書庫にも旧高田市立図書館の蔵書にも発見できないで現在に至っている⁷⁾。

(2) ついで、昭和10年の際には、17市町村（実施は10件）が申請をし、この内8件（内1件は取下）が職業・失業・出稼について調査を行っている。また、東京市は直接は職業調査ではないが、来住年月・民籍・国籍の調査に浮浪者・水上生活者の調査を行い、『浮浪者に関する調査 水上生活者に関する調査』を別冊で刊行している。

7) 大正15年5月13日高田市長発文書に「職業調査ノ事務終了今回之ヲ印刷ニ付シタルヲ以テ御参考迄ニ送付申上」云々とあり。この次に綴られている統計局の文書にも新潟市及び高田市は「既ニ其ノ調査ヲ了シ」「結果及事務概要ノ報告有之」とある。

表 2 昭和10年 附帯調査

道 県	調査実施団体	調査区域	調 査 事 項	結 果 表
北 海 道	函館市	全管	職業・産業・就業・失業	刊行
山 形	西田川郡豊浦村	〃	出稼者	有
石 川	河北郡内灘村	〃	〃	有
福 井	丹生郡国見村	〃	〃	有
山 梨	甲府市	〃	職業（本・副・失業）	刊行
長 野	諏訪郡平野村	〃	職業（本業）	有
広 島	豊田郡久友村	〃	出稼者	有

なお、余言になるが、「東京市内における中華民国人及朝鮮人速報」も別に公表している。

(3) なお、『統計局八十年史稿』では触れられていないが、昭和5年の際北海道庁は附帯調査として、国勢調査のものと別「失業統計調査規則」（庁令第62号）を制定して失業統計調査を実施し、この結果も公開している。

§ 4. 府県独自の職業人口調査

1. 明治40年代の所謂市勢調査については先に触れたが、この後発掘された資料に東京府による「職業調査」がある。

この結果は、第1回明治39年分が明治40年『東京府統計書』の「人口の部」に掲載されているが、大分類男女別有業者数（8郡）⁸⁾のみ、さらに翌明治41年統計書⁹⁾では、同じデータを郡部一括と島嶋の別で掲げるのみ、明治42年以降では全く掲載していない。しかしながら、この調査の詳細表が幸いなことに『東京府警視庁公報』に調査の都度連載で報告されている¹⁰⁾。

それによると、

第1回	明治39. 3. 31現在	8郡別, 8郡計, 島嶋
2	43. 12. 31	8郡別
3	大正4. 12. 31	8郡別, 計, 島嶋, 明治41年東京市の概表

8) 当時の8郡は、荏原、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾、西多摩、南多摩、北多摩郡。

9) 東京府統計書は明治41年より分冊刊行となっている。この表は第1巻（土地・人口）の冊に収録されている。

10) この資料の存在ならびに所在については伊藤繁氏の教示によるところが多い。このデータの分析は同氏によって進められ、一部は『労働力』に掲載されている。

で、それぞれ

第1回 明治41年3月（公報1249号）～41年11月（同1348号）（8回連載 以下同様）

第2回 大正1年7月（公報42号）～2年4月（同110号）（7回）

第3回 大正6年6月（公報736号）～6年11月（同803号）（15回）¹¹⁾

職業分類は大分類7、中項目で31、小分類総数265（第1回では259）本・副業、世帯主・従業者・被扶養者・奴婢を調査している。

この調査は5年毎調査とされているので、第4回に相当する大正9年は丁度第1回の国勢調査年に当たる。それ故第3回で終了してしう。法規の面から照合していくと、明治38年10月24日訓令第29号で明治33年の報告例を改正し、この段階で様式第17—2として「現住者職業別戸数及人員調」（明治〇年12月31日現在）〔38年12月31日現在調を第1回トン以後毎5年調〕という様式表が追加される。明治43年11月26日訓令第35号で職業分類の一部を改正し¹²⁾、大正9年10月14日訓令第32号で年様式第52（「現住者職業別戸数及人員調」）は削除されている。

当初計画では明治38年12月31日調査となっていたのが、39年3月31日に変更となった件については、公報連載第1回の号に説明がある。それによれば38年は日露戦役終了直後で職業状態が未だ正常でないことによるとしている。また、東京市部も当然調査の対象であったが、市は市勢調査を独自に調査施行する計画ありということで了承したとある。しかしながら、市勢調査は、前述の如く明治41年施行で、府勢調査の第1回と第2回の丁度中間年となり、市部・郡部同時点でのデータは残念ながら得られない状況である。

第1回調査の根拠となった訓令は「府報告例」の一部改正ということで、この33年の報告例を調べてみると、同報告例（明治33年10月訓令第43号）では、様式134～136

- 11) 『統計集誌』にも一部掲載されている。第325号（明治41.4）～第334号（明治41.12）にかけて、第1回の荏原、豊多摩郡の分と郡部計、島嶋分が、また、第435号（大正6.5）には第3回の郡部計と東京市の第1回明治41年の概計表が載せられている。

なお、当時府統計掛で調査の担当者であった石川惟安により別に集計された東京市隣接郡部町村について第1～3回の戸・人口の表が第396、397および436、437、445号に報告されている。

当時の隣接町村とは、荏原郡（大崎・大井・大森・羽田町、平塚・目黒・世田ヶ谷村）豊多摩郡（内藤新宿・戸塚・大久保・千駄ヶ谷・渋谷・淀橋・代々幡町、野方村）北豊島郡（南千住・日暮里・龍野川・巣鴨・板橋・王子・岩淵町、巣鴨・高田・三河島村）南足立郡（千住町、西新井村）南葛飾郡（亀戸・大島・吾嬬・小松川町、砂・寺島・隅田・南綾瀬村）である。第445号ではこの他に荏原郡松沢村、豊多摩郡杉並村、北豊島郡郡志村、南葛飾郡篠崎村と西多摩郡青梅町、北多摩郡府中町・砧村、南多摩郡八王子町が掲げられている。

- 12) 第2回調査より採用の「所帯票」および第1回よりの調査事務の状況等について『統計集誌』第361号および363号に石川惟安が報告している。

および138で商・工・庶業および漁業の人口調査を示している。商・工・庶業は「明治33年ヲ第1回トシテ毎3年調」とあり、商・工については商目・工目として業種が示され、庶業については書き入れ形式をとっている。この結果は、明治34年『東京府統計書』に明治33年12月31日現在として発表されている。但し、「職業ハ毎5年ニ行フモノナルヲ以テ」云々とあり、訓令に規定されている「毎3年調」は調査実施までの間に毎5年に変更となったものと思われる。この様式134～136、138が明治38年改正で削除され、代りに「現住者職業戸数及人員調」が挿入されるのである。

警察関係の手による人口調査は「戸口調査」として他の府県でも行われているのであるが¹³⁾、この東京府のような形での職業人口調査は未だ他の府県については聞いていない。もし、存在しているならば是非ともご教示いただきたいものと思う。

2. 前述の東京府の場合のように、独立公表されている資料は見当たらないが、府県の「報告例」や「統計台帳」に当たって調べてみると、職業別戸数・人員を調査している様式表をもっているものがある。『現住人口静態ニ関スル統計材料』第2編の「地方職業別現住人口及戸数 自明治九年至同四十三年」は府県の統計書や勤業年報等から採録していると「例言」に記されている。ここに採録されている年次は府県によりまちまちで表頭・表側に示されている職業も種々雑多である。

法規面で、これまで調査してみたところを以下に例示的に掲げてみる。ちなみに明治17年の『府県統計書様式』には職業別人口の表は規定されていない。

- (1) 高知県 高知県統計材料徴収規程・同様式（明治37訓令甲51号）第25号「現住戸口職業別」
- (2) 佐賀県 農商務統計様式（明治37訓令724号）農家、商家、工業、漁戸の「戸数及人口」¹⁴⁾
- (3) 茨城県 郡市町村事蹟調査ニ関スル規程（明治38訓令甲22号）「現住戸数職業別」
- (4) 福井県 郡市町村統計原簿及郡市町村要覧設備規程（明治41訓令53号）に農業戸口、漁業採藻戸口、雑業戸口、職工〔大工・木挽等〕¹⁵⁾
- (5) 埼玉県 町村統計一覧表調製規程（明治42訓令56号）「人口職業別」（農作か

13) 京都府警察部の戸口調査の台帳によるという職業調が『京都商業会議所半年報』の第10回に掲載されている（明治40年12月調）。この資料は『京都経済の百年 資料編』にも多少編集して再掲されている。

14) 『勤業統計報告例規集』（佐賀県内務部第四課 明治38. 1 所収）当訓令は明治32年第385号の改正とあるが、この32年の訓令については未調査。

15) この職業表は「町村役場事務報告例勤業年報（明治31年6月訓令第33号）」によると規定されている。福井県のこの法規の原本は不明で同県坂井郡大石村役場文書の内の『統計台帳 自明治41年至45年』の巻頭に綴られているものによる。

ら無職まで85業種)

- (6) 福島県 福島県市町村現勢調査=関スル規程(明治43訓令20号)「現住戸数職業別」¹⁶⁾
- (7) 京都府 統計報告一覧簿(明治43庶3379号)3月報告事項に「職業別現在戸数及人口ノ一、二」あり¹⁷⁾
- (8) 長崎県 長崎県報告例(明治44訓令18号)「年報 第89表、90表」に農業、水産業戸口のみ
- (9) 福島県 福島県統計報告規程(大正1訓令8号)「現住戸数職業別」
- (10) 徳島県 徳島県市町村統計台帳設備規程(大正2訓令4号)「現住人口職業別」「現住戸数職業別」¹⁸⁾
- (11) 新潟県 新潟県農商務統計其ノ他ノ様式(大正4.2訓令6号)農業・漁業・営業・職工の表あり
- (12) 広島県 広島県農商務統計報告規程(大正4.3)漁家・農家・工業家・商業家の表あり¹⁹⁾
- (13) 福島県 福島県統計報告規程(大正4.5訓令9号)様式表改正「職業内容例示あり」
- (14) 山形県 山形県統計報告様式(大正4.6訓令33号)「現住戸数職業別」農・漁は別表あり
- (15) 石川県 石川県統計報告様式(大正4.6訓令甲15号)「職業別現住戸数」他

16) 農・工・商・鉱・漁・力役・銀行会社員・官公吏学校教員及自由業・其他ノ職業・職業不詳ノ者・無職とあり、「力役」に土方・工夫・人夫……の書き入れがある。

17) 京都府報告例(明治39訓令53号)京都府市区町村郡勢調査簿=関スル規程(明治39訓令54号)については『各種統計規程 自明治三十五年至大正八年』(京都府行政文書)等の内に発見できず、未調査。

附言すると、当文書の中の明治43年改正に「財力実態調」があり、これは富山県での民力調査と同様の様式のものである。

また、『京都府勸業統計報告』に明治21年から33年まで、職業別戸口の表が掲載されている。この表の形式は前述の京都商業会議所のものと同様で、業種は個別書き上げの、明治21年で489業種、33年で484業種が羅列されている。明治33年の「例言」に「其材料ハ主トシテ農商務通信事項=拠ルト雖トモ其他苟モ勸業上=関シ事業ヲ調査ヲ遂ケタルモノハ併セテ之ヲ掲載セリ」云々とある。当時の法規が入手できないので、この職業調の様式や備考等詳細は判らない。ただ、『京都府統計史料集 第1巻』の第29表の注に京都府では明治31年内務省報告例から職業別戸数報告が廃止されて後も引き継ぎ職業調査を行っていたとある(190頁)。

18) 徳島県報告例(明治29訓令20号)では内務報告例と同一の「耕作及捕魚採藻業戸数表」が収められている。

19) 表紙欠損につき訓令番号不明。なお、広島県報告例(明治23訓令甲87号)現勢調査簿=関スル規程(明治43訓令1号)同改正(大正9訓令38号)には職業別戸数の様式はない。代りに「海外渡航人員」関係の2表あり。

に漁業戸口あり

- (16) 富山県 富山県勸業統計様式（大正 4. 7 訓令甲24号）水産・農業・他に出稼工女の表あり
- (17) 鳥取県 農商工統計報告規程（大正 4. 7 訓令32号）農家・商業者・工業者・漁家戸口の表あり
- (18) 長崎県 長崎県報告例（大正 4. 8 訓令40号）「現住戸数及人口職業別」（毎3年報）²⁰⁾
- (19) 岩手県 統計報告規程（大正 4. 12訓令甲29号）「職業戸数」
- (20) 和歌山県 統計台帳様式（大正 4. 12訓令18号）「職業別戸数」
- (21) 三重県 三重県勸業統計様式（大正年間）「職業別戸口」²¹⁾

山口県玖珂郡通津村（現岩国市域）の『村勢調査原簿』の「戸口」の部の「職業別戸口」には明治36年次から記入がされており、大正 5 年まで農・商・工・漁・庶業・無職の主・副業で書き入れがある。（大正 6 年以降は主業のみ）但し、これの規程（訓令）は、この文書には綴り込まれておらず、根拠の法規は今のところ不明である。

これら調査の結果については、「府県統計書」や「勸業年報」等に掲載される訳であるが、前述の東京府の例にみられるように、必ずしも詳細結果を掲げるとは限らない。「地方職業別現住人口及戸数」ではこれら「府県統計書」等からのデータを編集して、各府県別に掲載しているのであるが、各表数値の典拠表示はない。ただ「例言」に「府県統計書＝掲クルモノト勸業年報書＝掲クルモノト往々相同シカラサルモノアリ」「而シテ其ノ勸業年報書＝掲リタルモノハ其ノ旨ヲ表尾ニ記ス」とある。

附 1）特定職業人口調査——「徴発物件調査」における職工数調査

『徴発物件表』所載のデータの再編集は『地域経済統計』（長期経済統計 13 昭和58. 11）で行われており、解題もあるので、ここで詳述する予定はない。職工調査について述べれば郡毎報告の様式表の備考欄に種別で人数を書き入れる形になっており、後に表中に市町村単位で種別数を記入するようになってくる。変遷を示すと、

明治15（太政官布達第26号） 徴発事務条例 徴発物件表第 3 号（郡・区）「備考」

明治19（閣令第11号） 改正

備考欄の例示職種増

明治23（勅令第196号） 改正

20) 「注意」に「大正 5 年12月31日現在ヲ以テ第 1 回トシ爾後 3 年ニ調査報告スヘシ」とある。また、「人口職業ニ従事スルモノ、従事セサルモノ」——本・副別あり、職業分類の細かい例示もある。

21) 冊子中には報告規程の発年月の表示なく、本文様式中に「大正何年」とあるのみである。

注記事項に「医師及職工の区画ハ三府ノ市部ハ一區毎ニ其他ノ市部郡部ニ在テハ一市一郡毎ニ設クヘシ」

明治25（陸軍省訓令甲第8号） 改正

様式表の大巾改正で市町村毎に医師・獣医・職工を書き入れ

明治31（陸軍省令第18号） 改正

注記事項に「職工中兼業ノ者アルトキハ本業ノ部ノミヘ算入ス」

明治33（陸軍省令第39号） 改正

「医師ハ開業ト否トヲ問ハス医術開業免状ヲ有スルモノハ悉ク之ヲ算ス」

「獣医蹄鉄工ハ獣医免状（蹄鉄工免状）ヲ所有スルモノニ限ル」

「職工ハ現ニ其ノ職ニ従事スル本業者ノミヲ算シ兼業者見習者弟子ノ如キハ之ヲ省ク」

大正3（勅令第112号） 第3号表削除

附2）海外移住又は来住人員

直接職業人口の調査ではないが、A）海外移住者はそれだけ労働力の流出であるし、B）来住（特に外地人）の数は、地域的偏在はあるが、無視できないものと考えする²²⁾。この問題については『労働力』の第1部第2章でも言及されている。

A）については、中央官庁による調査としては、国勢調査の大調査年に行われている海外在留本邦人の調査がある。大正9年および昭和5年のものは、調査は外務省の在外公館が行い、内閣統計局で集計等の作業を行っている（昭和15年については結果表に何の表示や例言もないので不明）。暦年のものでは、外務省通商局（後調査部）による『海外各地在留本邦人職業別表』（後『海外各地在留本邦内地人職業別人口表』）がある。来住外地人については、上記在外本邦人の逆で、国勢調査報告の内に国籍・職業で計算できる。ただし、昭和15年については公表（公刊）データでは外地人の表はなく、統計局所蔵（国立公文書館保管）の「統計原表」によるしかない。また、この原表では、特に朝鮮人については1表別計で府県だけでなく、市部についても職業別（小分類）人口が入手できる。さらに、昭和21年人口調査の原表では日本に残留する朝鮮人・台湾人それぞれについて、農家非農家別および就業状態の表がえられる。

附3）『甲斐国現在人別調』

明治12年という極めて初期の甲斐（山梨）一円のための調査であるこの書は、杉亨二の人口センサスへの熱情の下に結晶したものとして有名である。地方資料であるが、調査主体は中央官庁である。内容については、あまりにも有名な調査であるし、統計

22) 昭和15年国勢調査で朝鮮人は総人口73,114,308人の内、1,241,315人で、外地人の大半を占めている。

調査史関係の文献には必ず登場するので、ここでは説明しない。ただし、素通りには出来ない資料であることを述べておく。

この調査のプリサーベイとも言える駿河国での杉亨二の調査について附言する。杉は幕府と共に駿河に居を移した際、沼津と原において人口調査を実施している。表題ハ各々「駿河国沼津政表」「駿河国原政表」となっているが、内容は甲斐国と同じ方式で明治2年6月1日現在で年齢・体性等、職業・出入稼も調査している。一小区域のデータであるけれど、その後の同地域の該当する部分の人口調査と接続させてみれば、地域資料として活用できるのでなかろうか。明治2年の頃と言えば、未だ宗門人別改帳が健在しており、新制度の明治政府の人口データと言えれば『藩制一覧』のデータ位であろう。貴重な資料である²³⁾。

附4)『山形県職業統計書』

「緒言」によれば、「明治20年1月現在ノ人員ニ依リ……本県ニ於テ職業調ヲナセンハ今回ヲ以テ嚆矢トス」とある。明治20年2月訓令乙15号で「職業取調手続」を達す。その目的は「殖産上ノ参考ニ供スモノ」調査用紙を毎戸に下附し、自計し、取調委員がその記入方を審査することとなっている。

この訓令が達せられた背景——前後の状況——については残念ながら把握できていないので、山形県において、明治20年に何故農商務統計等に先がけ(?)でこのような調査が必要とされたか詳らかにしえない。また、この調査は明治20年を第1回とし、その後施行されたのかどうかも明白でない。前述のように各府県の統計調査の根拠となる報告例についても未だ充分調査できていないし、山形県の行政文書についての調査も不十分なので、今後の調査に待つ実情である。また、他の府県でもあるいはこのような独自の調査が行われていたかもしれない。ご指摘をいただければ幸甚である。

§5. 職工(雇用労働力)調査としての工場統計

これは人口調査と異なり、明らかに明治以降の新しい分野に属する。

1. 衆知の如く職工も含めて工業関係の調査の大半は農商務省の所轄事項で「農商務通信規則」から「農商務統計報告規程」を経て、明治42年の「工場統計報告規則」に到る大臣官房統計課(所管部局名は制度改正等により多少の異動あり)による調査

23) 当時の沼津の人口は6,777人、原は2,532人。この資料は『杉先生講演集』の附録に収められている。

なお、宗門改が廃止されたのは明治4年、壬申戸籍と入れ違いな訳である。『藩制一覧』として刊行されている資料は、『藩制一覧表』又は『藩制録』と称せられているもので、明治2年6月第576号達書中第9節の「支配地人口戸数取調可申出事」による。族籍別人口の他、藩によっては百姓・町人とか農・商等の項を掲げているものもある。またこれは達送付の際の注によるのか穢多・非人も記入されている。

が中心である。

明治16年「農商務通信規則」から「工場統計報告規則」への変遷は別に年表に纏めた²⁴⁾。この「工場統計報告規則」に基づく『工場統計表』ほど多くの研究者に利用されている資料はないであろう。従って、同統計表の吟味は古くより多くの研究者によってなされてきている。また、データの精度の分析には必然的にその背景となる調査規定の内容をも検討してみなければならないことから、工場統計調査の法規面からの系列調査もかなり多くの研究者によって行われている²⁵⁾。

一方、農林水産省の前身である農林省では、農林統計調査史編さんの作業を精力的に行ってきたおり総巻数34巻の『農林水産統計調査史編輯資料』を刊行している²⁶⁾。同省のこの精神は戦前からのものと思われる。昭和7年刊行の『明治二年以降農林省統計関係法規輯覧』はこの種のものの古典的資料である。工場統計調査の母体となる農商務統計関係の法規変遷は同書でかなり追跡することが出来る。

なお、明治16年農商務通信規則による通信事項について、同書では農商務省の達そのものは発見できなかったとして、佐賀県達のを掲げている。筆者は以前山口県文書館での資料調査の折、県庁文書の内に同県訓令の『商務工業通信事項 明治十七年』という文書を発見した²⁷⁾。山口県のものも、上記の佐賀県のものと同文で、ただ県庁への提出期限が、佐賀県では2月とあるのが、山口県では3月となっているのが違いと言えば言える程度である。従って、この2県分で速断するのは早計かもしれないが、条文は本省よりの達そのままであろう²⁸⁾。

2. 他方、農商務省工務局は、その名称の示す如く、直接工業関係事項を取り扱う部局であり²⁹⁾、明治35年の『工場調査要項』や36年の『工場衛生及災害統計表』等を編集刊行している。しかしながら、先回の戦前(2)でも触れた如く、農商務省の後半身

24) 表3参照。製造業関係のデータの法規面からの分析は『労働力』119頁以降に詳しい。

25) 手近かのものであれば、

名古屋大学経済学部経済調査室「工場統計表の利用＝分析基準」『調査と資料』33, 昭和41.11

安場保吉「戦前の日本における工業統計の信憑性について」『大阪大学経済学』第17巻第2・3号, 1967.12

松田芳郎『データの理論』岩波書店 1978.9

26) この資料集の詳細は戦前(1)に収録している。『経済資料研究』第15号参照。

27) 表紙は欠損しているが、第1頁に明治17年県庁乙第148号附録と書き入れあり。

28) 山口県の文書の商務通信事項には「明治17年6月12日商務局乙第278号通牒」と工業通信事項には「明治17年6月5日工務局乙第283号通牒」とあるが、これは「農商務通信規則」に「本文＝関スル通信事項へ更ニ主務局ヨリ通牒スヘシ」とあるその通牒を示していると推察する。

29) 工務局は時に商務局と統合されて商工局となることが度々ある。変遷は『内閣制度七十年史附録 内閣及び総理府並びに各省庁機構一覽』参照。

表3 農商務省統計法規からみた調査史

	年 月	法 規	刊 行 物	関連事項	政治情勢
I 期	明16.12.28	農商務通信規則	農商務統計表 第1次（明治 17年） ↓	府県統計書様 式(内務省達)	
	17. 6.18	工業通信事項及附録様式（佐賀 県） 〔職工数（男女・年齢区分1階 級）〕			
	9. 3				
	19. 3. 5	農商務通信事項様式			
	7.30	農商務通信手続及事項 工業部 （兵庫県） 〔「工場票」職工延人員（男女）〕			
II 期	22. 4.17	改正 農工商通信事項 統計部 〔「工業会社及製造所表」職工人 員（総数）〕 *（資本金1000円以上）		府県統計書様 式廃止	
	26. 5.12				
III 期	27. 3.30	改正 農商務統計様式 *（職工10人以上ヲ有スル） 〔「工場票」職工人員（男女）〕	全国工場統計 表（明治29/ 30年）	工場製造所職 工調査（商工 局通牒）	日清戦役
	27. 8. 1				
	28. 3.30				
IV 期	31.10	改正 「工場票」様式 〔職工・徒弟ノ別〕 〔男女年齢2階級〕	↓ ↑	工場法案発表	
	32. 7. 4				
	33. 3.10				
	36. 3				
	37. 2.10	改正 「工場票」様式	職工事情		治安警察 法公布 日露戦役
	39. 9. 5				
	9.30				

	年 月	法 規	刊 行 物	関連事項	政治情報
		* (職工・徒弟通算10人以上ヲ有スル) 〔職工・徒弟一括〕			
V 期	41. 2. 7	改正 「工場票」様式 〔職工については従前〕	明治42年 工 場統計表	生産調査会工 場法案(委員 会案)答申 工場法公布	大逆事件 第1次世 界大戦
	42.11.25	工場統計報告規則(毎5年) * (直接作業ニ従事スル者平均 1日5人以上ヲ使用) 〔年齢5階級・技師技手其ノ他〕			
	43. 5 12				
	44. 3				
	大3. 7. 28				
	7.11.11				
	3.11.21	改正 農商務統計様式「工場 票」 * (直接作業ニ従事スル者平均 1日10人以上ヲ使用) 〔年齢3階級〕	大正3年 工 場統計表		
	5. 9			工場法施行 内務省地方局 に救護課設置	
	6. 8				
	8. 2. 9			大原社会問題 研究所設立	
	12. 8	改正 工場統計報告規則「工場 票」 〔平均1日使用人員数の他12月 31日現在数, 事務員, 技術員数, 年齢3階級〕	大正8年 工 場統計表		
	12.22			協調会設立	
	9.10. 1			第1回国勢調 査	

	年 月	法 規	刊 行 物	関連事項	政治情報
VI 期	12. 17	改正 工場統計報告規則 毎 5 年報告→毎年報告	大正 9 年 工 場統計表	国勢院に労働 統計課設置	
	10. 6. 28	農商務統計報告規則制定 (従前の規程及様式は廃止) * 「工場票」消滅、工場統計報 告の分一本となる	↓		
	9				
	12. 28	改正 「工場票」提出工場範囲 1. 職工平均 1 日 5 人以上使用 2. 原動機使用工場 3. 工場法適用工場 〔年齢 4 階級〕			
	11. 11. 1			内務省外局と して社会局設 置	
	12. 3			職業紹介事務 局開設	
	12. 11	改正 「工場票」提出工場範囲 (常時 5 人以上職工使用) 〔年齢 2 階級〕			
	13. 10. 10			第 1 回労働統 計実地調査	
	14. 4. 1			農商務省廃止	
	4. 22				
	10. 1			第 2 回国勢調 査	

で工業分野を引き継いでいる通商産業省では、明治～大正期の鉱工業関係統計調査の法規や数値データの原典からの検討を行うことはあまり企画していない。工務局の業務特に調査関係の事業については未だ説明されていないと言える状況である。松田芳郎氏が呉文聡の幻の統計調査として紹介した明治27年の「工場製造所調査表」³⁰⁾も商

30) 松田 前掲書 78頁。

工局長名で発した通牒に基づくもので統計課の系列のものではない。

この調査は、当時としては異例の職工についての詳細な調査で³¹⁾、職工の年齢の他居住・身分・雇方・土着出稼別の他教育程度も調べることになっている。また、技術者(技手)の有無についても調べている。技術者の数についての調査は、農商務統計では、明治42年の調査で始めて求められているものである。筆者が岩手県庁文書の中から発見したこの調査に係わる文書綴によれば、3月26日発で同年4月30日現在、使用職工10名以上の工場製造所を対象としている。商工局より県、県より郡への度重なる督促によって集まっている工場数は30工場分である³²⁾。同年末調の「農商務統計報告」に基づく「工場票」の個票も県庁文書中にあり、この双方を比べてみると、提出工場数で30対62と異なり、同一工場でも職工数にかなりの異同がある。両表に共通するもので釜石製鉄所の前身たる田中長兵衛の製鉄所のデータを掲げてみる³³⁾。

	男	女
(1) 工場製造所職工調査表	657	66
(2) 工場票	1,005	432
(1)は「現時ノ実数」		
(2)は「平常使用スル職工ノ数(1日)」		

データの検証の問題はおいておくとして、この職工調査表のような調査がまだ他にもなされたのではなかったか充分考えられることである。この資料自体県レベルのものとしては岩手県以外では愛知県のものが国立史料館に所蔵されている。今後他の府県のものも発見されれば、明治中期の労働状態を解明する資料として価値あることと思われる。現在判明している2県分のデータに基づく検討が尾高煌之助氏によって一部なされている³⁴⁾。

3. 我が国において所謂労働統計として統計資料が登場するのは、明治後期から、それも人口のように「上からの把握」として要請されたものでなく、下から、労働争

31) 個票形式で第1表が職工自体について、第2表が賃金関係、第3表で労働時間や勤続年数を、第4表で職工以外の職員——監督・技師・小使等を報告する。

32) 文書中には現物は7工場分しか綴られていない。この7工場分は8月に商工局へ送付した第1回目のもので、この後の23工場分については名称は判るが現物がない。11月送付の際の文書に「騰写ニ日数ヲ要スルヲ以テ曩ニ照会アリシ如ク別表ハ各地ヨリ差出シタル儘御送付及候条御調査ノ上ハ御返送相成度」とあり、12月最終の分を送る際にも重ねて「書類御返戻相成度」を添書している。残りの23通分はあるいは遂に商工局から返送されなかったのかもしれない。

33) 『岩手県第七次勸業統計書(明治27年)』に所収の「工場表」は、この「工場票」の各項目の内、製出高・価額を除いた部分を列記している。

34) 尾高煌之助「産業の担い手」『日本経済史 4 産業化の時代 上』岩波書店 1990. 1 304—350頁

議や貧困問題に触発されて社会調査——細民調査に典型される——となり、社会学者が社会政策の論議のためやむなく統計調査の世界に引き出したとは言えないだろうか。労働は「工場法」審議～制定の歴史にみるように、いやいやながら舞台に出て来たようである。前述の「職工調査表」は時代に先走った鬼子的存在であった故に、多分全国集計までに至らず、正に幻の調査として時代の陰に埋没してしまったものであろう。

労働災害統計は比較的早い時期に登場する。しかし、これとても採り上げらるべき必然性が、しかも早急にあって、であり、労働者全般についての古典的調査として著名である『職工事情』もその中心は生活生計問題であり、賃金問題も生計費との比較において注目されるのである³⁵⁾。

労働者そのものが労働者数として為政者に注目されるのは工場統計調査からなのである。戦前(2)でも触れたことであるが、今日の工業統計調査の前身である工場統計調査は、発足当初は工場職工の調査に比重があった。明治42年の調査は、これまで通例的に採られてきた使用職工10人以上という規定を5人以上に始めて拡大した調査で、この結果工場数で前年の3倍弱、職工数80余万人という大調査となっている³⁶⁾。この明治42年の「工場票」個票は、地方庁の行政文書中に進達原稿が残存していることがある。公刊資料では得られない地域別の計数を各項目について採ることが出来る外、「備考」欄に記述されている報告や注記は、数字では表れ難い当時の工場の実態を示してくれる³⁷⁾。農商務統計報告の「工場票」も、この大調査の「工場票」も各地方庁

35) 工場法案の審議は明治29年の農商工高等会議から既に始まっていた。その「第7 職工ノ取締及保護ニ関スル件」では「旧来ノ毎戸製造ハ漸次工場製造ニ変遷スルハ勢已ムヲ得サルノ情況ナリ而シテ今ヨリ傭主職工間ノ関係ヲ円滑ニシ」云々と述べている。第3回明治31年の会議で「工場法制定ノ件」として正式に提案される。この後商工局工務課は明治33年4月工場及職工調査のための職員を配置したが、36年12月この制度は廃止となる。この間工務課で刊行した資料は各種ある。これらの資料は明治33・34年調査を中心に30年～35年の農商務省の調査の他各府県からまた同業組合・会社等を通して収集した資料や内務省のデータも収録・編集したものである。文献参照。

36) 正確に言えば、明治42年の調査から職工の定義に変更を生じているが、『明治42年工場統計表』に収められている表をそのまま掲げれば、工場数32,323、職工数801,495人で、これを規模を前年と同じ10人以上に直した表も『工場統計表』中にある。これを用いれば、15,426工場、692,221職工となり、5人～9人に拡大した分は工場で2倍強、職工数では1.1倍強となる。

37) 例えば、愛知県庁文書の『明治四十二年統計』中の工場票綴の内、賃金に関して「女工ノ内十六歳以下ノモノハ見習中ニ属スルヲ以テ賃金ヲ支給セズ」とある一方「賄料ヲ賃金ニ換算ス」というものもある。また男工でも「一定ノ年限ノ下ニスル業ヲ修業スルモノノミナルヲ以テ賃金ナシ」就業時間については「労働時間ノ長キ理由ハ即チ落綿製造ノ事故急速ナル運転ナス能ハズ機械的労働ニアラズ」というのから休業期間のあるもの、水車紡績では「一定ノ工場トシテハ無シ綿糸ハ水車船ニテ一艘一艘各所ニ散在シ居ルモノヲ一纏ニシタルモノ」というものもある。これらの注記事項を集計処理の際どう扱ったか興味あるところである。

表4 「工場票」等府県工場職工調査資料

地域 年次	全 国		岩	山	福	群	埼	東	愛	滋	兵	長
	統計 表	名簿	手	形	島	馬	玉	京	知	賀	庫	崎
明治27年			○▽						▽			
28			○□				△					△
29			○□				○□					
30	●		○□ ⁽²⁾				○□ ⁽²⁾					
31	●		○□ ⁽²⁾				○□ ⁽²⁾					
32	●		□				○□					
33	●		○□								●	
34							○×					
35		●	○□	●			○×					
36			○□									
37		●	○□									
38			○□		○							
39			○□						○□			
40		●	○□									
41			○□									
42	●	●			□	○			○	×		
43			○□						○			
44			○□						○□			
45												
大正2						□						
3	●							●				
4						○□						
5		●				○□						
6		● (7.1)										
7		● (8.1)				○□						
8	●	● (9.1)				×□						
9	●		○									
10	●		○			×□						

● 公刊資料
○□ 郡市別通覧形式原表
○□▽△ 個票
× 送付状 督促状

●○○ 工場（群馬 大正4年 5人以上調査(法規上は10人以上)）
□□ 会社 ((2)6月末調とあり)
▽ 職工調
△ 株式会社調

の行政文書中にかなり残存している（表4）。

4. 産業関係統計調査の表章に必須の産業分類について述べれば、近代的統計分類としての産業分類が確立するのは、大正9年の国勢調査の際であり、現在に繋がる概念をもつようになるのは昭和5年の大センサスからである³⁸⁾。産業分類と一対をなす商品分類における物産名については明治6年の物産調査から登場するが、慣習的な用語や地方性をそのままの形で表章しており、府県によりさまざまで、この時期を研究対象とする研究者を大いに悩ませている³⁹⁾。職業分類も職人尽と言った方がよく、慣習的な呼称が長く使用されている⁴⁰⁾。従って、労働統計調査として基本的要素たる産業・職業分類をもつ労働統計が現れるのは大正後期以降ということになる。

§6. 地方庁による工場統計（工場票に基づく）

前章で概観した如く雇用労働についての調査は有業人口調査のように中絶の浮目には会うことなく曲がりなりにも明治17年以降一応は存在している。数値は『農商務統計表』や『日本帝国統計年鑑』に計表されている⁴¹⁾。これの基底となる農商務統計報告の様式による進達原稿が各地県庁文書等の行政文書中に残存している。中には原稿ばかりでなく印刷に付して公開している府県もある。

大阪府では、明治22年の農商務通信事項の時代から大正6年まで、様式の表題をそのままに『農工商雑報』（所謂「勤業月報」）の附録または号外として公開している⁴²⁾。また、山形県では明治35年の工場票に基づき『山形県工場統計書』を、時代は下るが、東京府でも『工場統計書』を刊行している。山形県の場合、35年は丁度『全国工場通覧』が創刊された年次であるが、工場通覧ではえられないデータを含んでおり、また東京府の場合には農商務省令の工場票以外に府の訓令をもって5人以下の工場についても調査を行っている。さらに統計表には官設工場も併載している⁴³⁾。

38) 注6) 参照。具体的には『労働運動史料 第10巻』7頁、『労働力』84頁以降参照。

39) 『明治7年物産表』の「凡例」に「表中ノ品名并数量等地方ノ慣習ニヨリ一定ナラス或ハ同品異称ノモノ又ハ方言等錯出其他了解シ難キモノ」云々とある。創始の明治6年の「凡例」にも同様のことが述べられている。左程でなくとも、明治期の物産関係の表には現代には通じない当時の用語（例えば蘿蔔とか凍瓊脂とか）が統出する。

40) 『徴発物件表』に出してくる「穴蔵職」については『地域経済統計』27頁に解説が付いているが、茶笥、黒焼、落シ物等数多くある。大正7年刊行の『失業保護ニ関スル施設要綱』でも追廻とか二階廻とかが職業紹介の業名に出てくる。

41) 農商務関係統計法規の変遷に伴うデータの精粗その他の事項については『労働力』および『労働運動史料 第10巻』の解説を参照。

42) 明治25年および32年～34年の分は、筆者が閲覧できた資料では製本されてこの部分が表紙から欠損しているが、前後の刊行物の状況から同様であろうと推察する。

43) 『山形県工場統計書』には就業日数・時間、職工の年齢区分および賃金等「工場票」中の項目を統計表とは別に「工場名鑑」に再掲している（『工場通覧』にはこれらのデータは

これら府県段階の表と『農商務統計表』のもの、『工場通覧』のリスト等を比較照合してみることも意味あるかもしれない。

ちなみに、『府県統計様式』の「工場」の職工調は工場每一職工延人員となっている。

大阪府に係わる4種類の資料による工場・職工数の照合をしてみると、

明治28年⁴⁴⁾

a. 府 統 計 書	工場製造所名簿のみ
b. 府 勸 業 年 報	工場製造所名簿 集計あり
c. 諸 会 社 工 場	同 上
d. 農 商 務 統 計 表	統計表のみ

組織種別の株式会社の内ではbとcで職工数100名(女)の差があるので個別に検討した結果、bで1工場が落ちており、この数を加算すると整合し、dの工場の数とも一致する。この工場はaの名簿には載せられている。勸業年報の単純なミスかどうかは不明であるが⁴⁵⁾、『農商務統計表』のものが正当とされるべきか。

§7. 官営工場職工統計

大正9年の『工場統計表』によれば⁴⁶⁾、当時各省直轄の工場は表5の通りである。

業種は飲食物・染織から化学・機械・金属・木工まで多種あるが、なんと言っても陸・海軍工廠、製鉄所と重工業の大工場を有し、その他にも鉄道工場・抄紙と1000人規模の工場を擁している⁴⁷⁾。

『工場調査要項(第2版)』および『工場及職工』によれば、

載せられていない。明治33年(この年次の『工場通覧』は刊行されていない)兵庫県では『会社工場一覧』を刊行しており、「工場」の部は組織種別で明治27年個票様式の項目のものを列挙している。

東京府大正3年の『工場統計書』は「凡例」に「大正3年12月31日現在ノ工場統計票並ニ本府訓令ニ依リ職工徒弟ノ数五人以下(有機関ノモノ)ノ工場票ニ拠リ編成セルモノ」とあり「工場一覧表」は郡・区一原動力有無別で職工数は年齢5階級区分で表示されている。

44) 同一年次で丁度揃う年次というだけで特に28年に意味がある訳ではない。30年から33年まで府統計書は紡績工場以外は統計表のみで個別データの照合が出来ない。

45) 県庁文書の工場票の綴中にしばしば「除ク」とされている票も一括綴られていることがある。また逆に追加で加えられているものもある。取り纏めがどの段階でされたものかは問題あるところである。

46) 大正9年の『工場統計表』に始めて官営工場が掲載された。この後種類別の表はあっても所轄別の工場・職工の表は掲載されていない。

47) 「由是觀之本邦ニ於ケル官立工場ノ大部分ハ機械工場ニシテ而モ兵器工場造船工場車輛工場ヲ主トスルモノト云フコトヲ得ヘシ」(『工場調査要領』第2版 15頁)

表5 官 営 工 場 表

所 轄 別	工 場 数	職 工 数 (計)
内 閣	3	3,933(平均1日の数)
大 蔵 省	64	36,154
陸 軍 省	33	28,547
海 軍 省	26	61,190
農 商 務 省	17	21,200
逓 信 省	3	178
鉄 道 省	198	17,245
計	344	168,447

明治33年 27工場 36,237人⁴⁸⁾
 40 174 120,248

男女の割合は業種によって著しく差があり、「多数の婦女ヲ傭使スル工場ハ又多数ノ幼少者ヲ傭使スルノ事実アルコト私立工場ニ異ナラス」とある⁴⁹⁾。

この官営工場の雇用労働者数についても、『労働力』第10章で推計の解説がなされている。同書にも示されているように、官営工場全体のデータは、1) 明治17年度～『日本帝国統計年鑑』 2) 明治36年～『農商務統計表』 3) 大正9年～『工場統計表』から算定できる。ただし、同年次を比較する場合、1) は年度表示であるので、2) と多少異動ある数値が掲げられている⁵⁰⁾。

この他、各省毎の業務(統計)報告である『〇〇省(統計)年報』の類の中にも所謂工場についての項があり、記述なり統計表なりが収められている。この内で、機械工業関係の大工場である工廠をもつ陸・海軍の年報における掲載状況を調べてみる(表6)。

陸・海軍以外の直轄工場所管省の年報類では、明治30年前後より工場関係の表が整えられてくる。

48) この数値の細別は『全国工場統計表』の明治37年に「官立工場調」として掲げられている。各工場別に年齢4階級別男女の「職工及徒弟」の数がある。同年次の他の資料からは得られない貴重なデータである。

49) 『工場及職工』33頁

50) 大正8年のデータを並べてみると、

資 料 名	工 場	職 工
統 計 年 鑑	157	163,571
農 商 務 統 計 表	138	165,181

表 6 陸・海軍年報における工場職工

陸軍省年報		海軍省報告	
明 治 10 年 19 年 陸軍省 統計年報 20 年 30 年 31 年 33 年 34 年 39 年 40 年 41 年 大 正 3 年 4 年 昭 和 2 年 3 年 4 年	工場職工延人員、1ヶ年支払賃金 1ヶ年執業日数、平均1日執業時間(a) (a) 十年齢別、賃金別職工調 (工場別年末現在)(b) (a) (a)+(b) 職工データなし 陸軍所管工場職工人員(工場別)年齢別、賃金別(全陸軍)人員累年計 明治41年より可 陸軍省所管工場機関及人員 人員(事務・技術員・職工(年齢2階級)・その他) 「工場」なし	明 治 11 年 16 年 海軍省年報 17 年 19 年 21 年 22 年 26 年 資料 なし 32 年 43 年 44 年 大 正 14 年 15 年	職工一定雇・日雇別人員 「工場概況」職工延人員、就業日数、時間 職工延人員、1日平均人員(工場別) 「附録」に「海軍所属工場」(延人員、1ヶ年給料、就業日数・時間) 「工場」なし 「各工場表」に「各工廠ニ於ケル年度末職工数調」「各工廠職工異動調」 人員累年計明治40年度より可(年度末人員、延人員) 賃金総額、就業日数・時間 「工場」なし
陸軍省所管工場職工数(計)(大正9年) a. 統計年報 35,467 b. 工場統計書 28,547 c. 統計年鑑 34,541 a. 年末現在 b. 平均1日使用 c. 大正10年3月31日現在		工場には外地要港部を含む	1) 別冊⑨年報に各工廠部所別「職工異動」あり(月別一傭入・解雇・在籍) 2) 防衛庁所蔵資料に横須賀海軍工廠会計部の「会計部年報」という資料がある。昭和14年度のみであるが、この内に「工員関係」が15表あり、各別工員の出入、現在数の表がある。 3) 東京大学附属図書館所蔵の海軍省関係文書類の内に「統計報告綴」というのがあり、この内に「工場票」の進達票(大正11~12、14~昭和3年分)が綴られている。貴重な資料である。

鉄道車輛工場については、鉄道作業局が設置された明治30年度の年報から「職工労働成績」または「職工使用人員並賃金表」という項目で工場別毎月1日平均現在人員（明治43年度より月末人員）・延人員等を掲載している⁵¹⁾。

専売局では煙草工場が中心で、総数では多人数であるが、一工場毎ではそれ程の職工数ではない。当初は外部で「製造業者職工」であるが、明治37年度は「煙草製造所職員表」となり、38年度からは「職工表」と「場外作業担当者表」になり昭和16年度まで継続する。

印刷局は抄紙・活版・印刷とあり、人数的には抄紙が多い。「人事ノ事」の内に職工数を掲げているが、給額の方の記述で「本表ノ外日傭工及請負業等ニ属スル給額」云々とあるから、この職工数の内にはこれらの職工は含まれていないとみられる。昭和10年度の表では「工員ハ日給者、臨時工員、併給工員及準工員ニ分チ日給者及臨時工員ニシテ日給者ハ日給2円以上ノ者ヲ工手トシ同未滿ノ者ヲ工生トス……併給工員ハ定給賃金ノ外稼高ニヨル賃金ヲ併給スルモノニシテ……準工員ハ仕上高ニ依リテ賃金ヲ支給ス」として各種別毎に人員数を掲げている。

造幣局は人員的には職工は少ない部局である。大正2年度までは「職員及職工」の項で職工・給仕・小使で人員数は一括されて了っている。給別・出入・勤続年数についてはある。大正7年度からは工手という名称になり日傭・定傭別になる⁵²⁾。

製鉄所については後述する。

他に、前述の東京府の例のように、その府県に所在する官営工場を「工場」の部に併載している府県統計書もある。『大阪府統計書』は明治40年報から「工場」の内に「本表ノ外官設工場ヲ掲クレハ次ノ如シ」として大阪府所在の大阪砲兵工廠・造幣局・煙草工場（一括）の表を掲げている。職工数についてこれらの表のものと『農商務統計表』や『日本帝国統計年鑑』または『陸軍省統計年報』の数値を比べてみると、整合するものしないものさまで、どれがどれとも言えない。概して府県の方が数値は小さい。それぞれの数値の根拠が考察されなければならないが、これは至難の作業になりそうである⁵³⁾。

§8. 労働統計実地調査

1. 大正13年「労働統計実地調査」をもって統計調査としての労働統計が確立され

51) 明治30年8月官制改正で鉄道作業局が設置される以前は逓信省鉄道局が管轄で、『第八逓信省年報（明治26年度）』に「官設鉄道工場職工及人足表」があり、年度末現員が掲げられている。

52) 各年報書はほぼ昭和16、17年報まで人員の表は収載されている。

53) 大正3年の職工数を比較してみると、

る。この調査は大正11年の「統計資料実地調査ニ関スル法律」（法52号）に基づく統計で、そもそもこの法律は労働統計実地調査の施行のための基礎づくりとして作成された感がなくもない法規である⁵⁴⁾。この法規による調査は、労働統計の他は世界農業センサスに同調して行われた単発の昭和5年「農業調査」のみである。労働統計実地調査は国勢調査と並んで戦前の内閣統計局の手づから行った調査の一翼を担っている。

労働統計実地調査は当初は、3年毎工場ならびに鉱山労働者を対象としていたが、昭和11年調査より交通労働者を加え、13年臨時調査では技術者も調査の対象とする。またこの年から調査の範囲を「常時五人以上ノ労働者」または「五人以上ノ労働者ヲ使用スル設備ヲ有スル」工場・鉱山と拡大した。この年で降戦時色が濃くなると共に戦争のため——戦時労働力——の資料となってくるが、工場調査や労働動態調査が「資源調査法」に根拠をおく調査であるのに対し⁵⁵⁾、最後まで「統計資料実地調査ニ関スル法律」に基づき、調査としての独立性を保ってきたと言える。昭和18年内地（含樺太）南洋については調査は中止、19年「勤労統計調査令」に席を譲る⁵⁶⁾。

調査単位は第1回（大正13年）より第4回（昭和8年）までが、工場は30人以上、鉱山は50人以上、昭和11年では50人以上と縮少し、13年では一抛に5人以上と拡大される。公表データも昭和14年以降は不完全であるなど労働人口把握に関してはムリが

資 料 \ 工 場	東京工廠	大阪工廠	千住製絨所	造 幣 局
統 計 年 鑑	16,370	14,356	1,356	217
農 商 務 統 計 表	16,370	14,356	1,356	217
陸 軍 省 統 計 年 報	14,265	11,812	888	—
東京府工場統計書	13,061	—	888	—
大 阪 府 統 計 書	—	10,620	—	227

1. 第34回日本帝国統計年鑑（大正4年3月31日現在）

2. 第31次農商務統計表（大正3年末現在）

3. 大正3年陸軍省統計年報（大正3年12月31日現在）

4. 大正3年東京府統計書（同上）

5. 大正3年大阪府統計書（同上）

54) 「労働事情に関する諸般の調査を遂げ、労働問題その他、社会問題に対する解決施設の基本資料として、諸般の労働状態に関する正確な労働統計を編成整備することが、漸く緊切となったにもかかわらず、従来わが国にはこの種統計の權威あるものに乏しかったので、まず労働統計の根本法を制定し」（『総理府統計局八十年史稿』330頁）

55) 「工場統計報告規則」は昭和4年「資源調査法」成立と同時に「工場調査規則」となり、その根拠を港湾・鉱業・海事統計調査と共と同法に移される。

56) 昭和19年「勤労統計調査令」（勅令265号）附則に但書で「労働技術統計調査令ハ之ヲ廃止ス但シ朝鮮・台湾及関東州ニ在リテハ昭和十九年労働技術統計調査ニ関シ仍其ノ効力ヲ有ス」

ある。しかしながら、賃金・就業時間・教育の程度等今日の「賃金構造基本統計調査」につづくデータを得るには欠くことの出来ない資料である。

2. しかし、この調査において一つの問題点は官営工場が統計局の統轄からは除かれていて、各所管省庁の手にゆだねられていることである⁵⁷⁾。この条項に従って調査規程は各省庁の訓令として出され、工場統計調査では官営工場のデータが昭和16年までは採取出来るのに比して第1回の調査から統計局刊行資料には収録されていない。

表 7 官営工業労働統計刊行状況

年 次	鉄 道 省	通 信 省	製 鉄 所
大正13年	第1回（大正12. 7. 17達487号） 第三種傭人全員		
15	○（除車両工場）		
昭和2	○ （昭和3. 6. 30達527号）		職工之部 全職工調査
4	改正第1回（含非現業）		
5			第1回
6			○
7	○		○ 八幡製鉄所
8			○ 日本製鉄
9			○ ↓
10	○ （昭和11. 6. 19達503号）	（昭和11. 9. 1 公達656号）	○
11	第2次改正	第1回	○
14	△（調査要綱あり）		
	大正13, 15, 昭和7年は独立刊 行あり。他は『現業調査資料』 に調査の都度連載で公表。 （大正13年 36工場 14, 574人 調査）		別に『工場労働統計』 として労務部資料によ る刊行物あり。

57) 大正12年勅令266号労働統計実地調査令第19条「官営事業ニ関スル調査ニ付テハ主務大臣別ニ其ノ手続ヲ定ム」これは第4回昭和8年まで続き、昭和11年勅令104号で「官営ニ属スル工場及鉱山、国有鉄道（之ニ関聯スル国营自動車ヲ含ム）並ニ政府管掌ノ郵便・電信及電話事業ニ関シテハ本令ニ準ジテ其ノ調査ヲ行フ其ノ手続ハ主務大臣内閣総理大臣ト協議シテ之ヲ定ム」（第20条）となる。

表 8 労働統計資料府県分刊行状況

	大13	昭 2	昭 5	昭 8	昭11	昭13	昭14	
北海道	○							小樽市 昭2
青森		×	×	×			×	
岩手								
宮城	○		○	○	○			
秋田	×							
山形								
福島	○	○	○	○	○			
茨城	×				○	○		
栃木				○	○	○		
群馬					○	○		
埼玉			○	○	○	○		
千葉	○		○	○	○	○		東京市 大13～昭11
東京都					○			横浜市 昭11
神奈川県			○					新潟市 昭5
新潟県								
富山	○	○		○	○			金沢市 昭2, 8, 11
石川	○							
福井								
山梨								
長野								
岐阜	○	○	○	○	○			
静岡県	○	○	○	○	○			名古屋市 大13～昭5, 11
愛知県	○				○			
三重								
滋賀	○	○	○	○	○			京都市 大13, 昭5～11
京都	○	○	○	○	○	○		大阪市 大13～昭11
大阪								堺市 昭2
兵库	○	○	○	○	○			神戸市 大13～昭11
奈良	○							
和歌山	○							
鳥取								
島根								
岡山								岡山市 昭8

		大13	昭2	昭5	昭8	昭11	昭13	昭14	
広島 山徳 香愛 高福 佐長 熊大 宮鹿 児沖	島口 島川 媛知 岡賀 崎本 分崎 島縄	○		○					久留米市 昭11
			○		○				
			○	○					
		×	×	×	×	×	×	×	
			○	○					

注 1) 所在の判明しているもののみ。×印は県庁文書に記録あり。

2) 兵庫県 大正12年あり。

3) 大：大正 昭：昭和

ただ、昭和13年の臨時調査の際極秘別冊で陸・海軍省の所管分ものが刊行されている。それによれば、陸軍58海軍24工場、職工213,772人技術者2,858人となっている。

官営工場は大正13年の『工場統計表』によれば347工場、職工数147,139人あることになっている。この内、よく知られている当時製鉄所と称せられていた八幡製鉄所のものと、あとは鉄道省、通信省関係のものが若干判明しているだけである（表7）。

大工場をかかえている海軍および陸軍省については省としての報告の存在は皆無、また専売局・造幣局をもつ大蔵省についても皆目見当がつかない状態である。両局とも大正13年9月に省訓令19号で労働統計実地調査を適用し、調査を行うとなっている。年報書にはこの件は全く触れられていない。内閣印刷局についても同様である。

ただし、海軍の工廠で横須賀・佐世保については、僅かではあるが、労務の業務統計として『労働統計』という書名の資料が刊行されている。この種のは散発的であるが、専売局や鉄道省・製鉄所でも刊行していることが判明している。

3. また、『農商務統計表』に対する府県勸業年報のように、各府県で当該県の労働統計実地調査関係の資料を県計の段階のもので公表している（表8）。

官営工場ならびに各府県資料の欠落部分の情報を期待する。

お わ り に

以上労働人口調査を中心に明治期からの労働統計資料を眺めてきた。もとよりこの他に“労働者”にとって重要問題である賃銀・就業時間等労働条件についての資料についても考えてみたいところであるが、これは別稿に譲る。

全史料協関東部会90年4月例会の報告で原島陽一氏が「目録はなかなか書評の対象になりませんが、もっと重要性を知って貰いたいですね」と述べているが、文字通りに資料調査の仕事は「縁の下の方持ち」それも大力が要求される。文献検索のキカイ化が流行というより定着化しつつある昨今であるが、どんな情報をどう入力するかは充分検討されているのであろうか。また、情報があっても原資料が消滅してしまったのでは話にならない。同じく6月の関東部会で岡田昭二氏が「原史料の保存の在り方を考えさせられた」と話されたことが記憶に残る⁵⁸⁾。価値ある中味がなくなり、駄作や皮ばかりが残ることになったらどうだろう。また一方「農事調査」資料の復刻の作業中に病死された大橋博氏が「資料調査や復刻の事業は論文のように評価されない」と述べられたことがあった。近年出版社による復刻やマイクロフィルムによる複製版の刊行が盛んであるが、願わくば、金もうけのためばかりでなく、資料として利用・保存価値ある複製品の製作も願いたいものである。

文中引用の行政文書類の調査では総務庁統計局ならびに東京都公文書館はじめ各県県庁および文書館、国立史料館に大変お世話になった。記して謝意にかえる。

(91. 1. 31)

〔追記〕

「経済統計」資料——戦前(2)——の注6)で見当たらなかったと記した岩手県庁文書の『徴発物件表類編冊』は大版のため別置され、他の系列の資料と一括配架されていた。

文 献 - 覧

1) 参考文献

- a) 高田太一：統計調査 常磐書房（自治行政叢書 2）昭和9. 3 643 P
野村俊夫：日本の労働統計——見方・使い方—— 労働法令協会 昭和36. 11
506 P

58) 原島陽一（前国立史料館）「史料目録の時代変遷」、岡田昭二（群馬県立文書館）「古文書等マイクロ収集の現状と諸問題」

- 水谷良一：労働統計論（統計学全集 第8巻）東洋出版社 昭和13. 2 408 P
- 安田辰馬：労働事情調査に関する文献目録考——戦前・官公庁労働事情調査の系譜を背景として——；天野敬太郎先生古稀記念論文集 図書館学とその周辺 天野敬太郎先生古稀記念会 昭和46. 6 564～581 P
- 安田辰馬：労働統計とその調査機関——本邦労働統計史への一試料として——；日労研資料 149 3～6（昭和26. 10）
- 安田辰馬：労働統計関係資料解題 上，下；日労研資料 149 18～17, 150 17～22, 7（昭和26. 11, 26. 11）
- 安田辰馬：戦前戦後の労働関係文献目録とその解題；日労研資料 255 61～72（昭和29. 1）
- b) 梅村又次；高松信清；伊藤繁：地域経済統計（長期経済統計——推計と分析——第13巻）東洋経済新報社 昭和58. 11 389 P
- 梅村又次他：労働力（長期経済統計——推計と分析——第2巻）東洋経済新報社 昭和63. 10 317 P
- 昭和同人会：統計からみた雇用と失業——我国完全雇用の意義と対策 第4部 統計—— 昭和32. 9 347 P
- 総理府統計局：総理府統計局八十年史稿 昭和26. 12 758 P
- 松田芳郎：データの理論——統計調査のデータ構造の歴史的展開——（一橋大学経済研究叢書 30）岩波書店 1978. 9 196 P
- 松田芳郎；佐藤正広；木村健二：明治期製造業における工場生産の構造（統計資料シリーズ 36）一橋大学日本経済統計情報センター 平成2. 3 86 P
- 労働運動史料委員会：日本労働運動史料 第10巻 統計編 日本労働運動史料刊行委員会 1959. 3 641 P
- c) 内閣官報局（印刷局）：法令全書
- 総理府統計局：総理府統計局百年史資料集成 第2巻 人口 上 昭和51. 3 995, 72 P
- 総理府統計局：総理府統計局百年史資料集成 第3巻 経済 上 昭和59. 8 1104, 217 P
- 農林省大臣官房統計課：明治二年以降農林省統計関係法規輯覧 東京統計協会 昭和7. 3 880 P
- d) 梅村又次：昭和5年を基準とする昭和15年，大正9年産業・職業分類比較表 15枚
- 内閣統計局：大正九年国勢調査に於ける職業分類と昭和五年国勢調査に於ける産業分類との比較方法；統計時報 48 82～101（昭和9. 9）

内閣統計局：大正九年及昭和五年国勢調査 産業別人口の比較（調査資料 第5輯） 東京統計協会 昭和11. 6 95 P

総理府統計局：大正9年乃至昭和25年国勢調査 産業別就業者の比較（国勢調査資料 第1集） 昭和27. 5 35 P

労働省大臣官房労働統計調査部：各種産業分類対照表 昭和27. 5 86 P

2) 統計資料

a) 人口統計

内閣統計局：現住人口静態ニ関スル統計材料（維新以後帝国統計材料彙纂 第2輯） 大正2. 2 55, 77, 88 P

内閣統計局：大正九年国勢調査報告 全国の部 第2巻 職業 東京統計協会 昭和4. 7

内閣統計局：昭和五年国勢調査報告 第2巻 職業及産業 東京統計協会 昭和10. 11

総理府統計局：昭和15年国勢調査報告 第2巻 産業・事業上の地位 昭和37. 10, 第3巻 職業 昭和48. 3

内務省総務局（庶務局）戸籍課：日本帝国民籍戸口表 明治19年12月31日調，明治24年12月31日調

全国県分戸籍表 明治5年，明治6年1月1日調，明治7年1月1日調

皇家皇族方戸籍表・三府五十九県一使一藩管轄分戸籍表 明治9年1月1日調

三府六十七県一使一藩国分戸籍表 明治6年1月1日調

皇家皇族方国分戸籍表・三府六十県一使一藩国分戸籍・職分・寄留表 明治7年1月1日調

皇家皇族方国分戸籍表・三府六十県一使一藩国分戸籍表 明治8年1月1日調

皇家皇族方国分戸籍表・三府五十九県一使一藩国分戸籍表 明治9年1月1日調

（附帯調査資料）

内閣統計局人口課：大正十四年国勢調査附帯調査関係綴 1冊

内閣統計局人口課：昭和十年国勢調査附帯調査関係綴 甲 認可申請関係，乙 結果表関係 2冊

静岡県統計課：大正十四年国勢調査並職業調査結果報告 昭和3. 2 725, 83 P

鳥取県：大正十四年国勢調査結果表 昭和3. 3 105 P

北海道統計課：昭和五年国勢調査附帯 失業統計調査概要 昭和6. 3 40 P

函館市：函館市職業別世帯分散状況調査書 昭和11. 5 187 P

甲府市：甲府市昭和十年国勢調査附帯調査報告 昭和11. 3 52 P

(移民および在留外人関係)

内閣統計局：大正九年国勢調査報告 在外本邦人 (外務省在外公館調査) 大正12. 3 10, 95 P

外務省通商局：昭和五年在外本邦人国勢調査報告 (内閣統計局編さん) 昭和6. 12 233, 6 P

外務省調査局：昭和十五年海外在留本邦人調査結果表 昭和18. 12 570 P

外務省調査部：海外各地在留本邦内地人職業別人口表 明治40年～昭和4年, 10年～14年

明治40年～大正8年 海外各地在留本邦人職業別表 (通商局)

大正9年～昭和4年 海外各地在留本邦人職業別人口表 (通商局)

内閣統計局：昭和十五年国勢調査 統計原表 第21表 産業 (小分類) 職業 (小分類) 年齢ニ依リ分チタル内地在住ノ朝鮮人 9457枚

内閣統計局：昭和二十一年人口調査結果原表 第12表～19表 [朝鮮人・台湾人 農家非農家別人口ノ表, 就業状態ノ表, 年齢ニ依リ分チタル表] 1088枚

(府県資料その他)

東京府：東京府警視庁公報——職業調

第1回 明治41年公報 第1249, 1267, 1279, 1284, 1288, 1292, 1327, 1348 (明治41. 3. 31～41. 11. 17)

第2回 大正1・2年公報 第42, 90, 91, 92, 106, 109, 110 (大正1. 11. 7～2. 4. 19)

第3回 大正6年公報 第736, 750, 754, 760, 763, 770, 772, 773, 777, 787, 794, 799, 801, 802, 803 (大正6. 6. 28～6. 11. 15)

石川惟安：明治四十三年末現在東京府第二回現住者職業調の仕組；統計集誌 361 (明治44. 3)

石川惟安：東京府の職業調査に就て；同前 363 (明治44. 5)

石川惟安：東京市接統町村現住者職業別；同前 369 (大正3. 2)

石川惟安：東京市附近町村現住者職業別；同前 397 (大正3. 3)

石川惟安：東京市近接郡部町村現住者職業別戸数及有業者人員；同前 436, 437 (大正6. 6, 6. 7)

石川惟安：東京府郡部現住者職業調査第一回乃至第三回対照；同前 445 (大正7. 3)

京都府第一部 (内務部)：京都府勸業統計報告 第6回 明治21年～第18回 明治33年

京都府立総合資料館：京都府統計史料集——百年の統計——第1巻 昭和44. 3

530, 6, 11 P

京都商業会議所：京都商業会議所半年報 第10回 明治40年下半年

京都商工会議所百年史編纂委員会：京都經濟の百年 資料編 昭和57. 10 646,
67 P

山形県：山形県職業統計書 明治20年1月現在 刊年不詳 258 P

統計院：甲斐国現在人別調 明治12年12月31日 明治15. 6 452 P

世良太一：杉先生講演集 横山雅男 明治35. 8 516, 41 P

太政官：藩制一覽 上, 下(復刻版) 日本史籍協會 昭和3. 8, 4. 1 2
冊

なお、『徵発物件表』および各市市勢調査については「明治期を中心にみた日本の人口統計資料について」(『經濟資料研究』 14 1980. 6)を参照。

b) 産業統計

内閣統計局：日本帝国統計年鑑 創刊～第59回(明治15. 3～昭和16. 2)

第1回～4回 統計年鑑(統計院)

第56回～59回 大日本帝国統計年鑑

農商務省大臣官房統計課：農商務統計表 創刊～第40次(明治19. 6～大正14.
3)

農商務省大臣官房統計課：工場統計表 明治42年～昭和17年別冊(明治44. 2～
昭和19. 5)

昭和14年～17年 工業統計表

(商工局工務課〔工務局〕資料)

全国工場統計表 明治29・30年, 31年, 32年, 33年(明治32. 10～36. 6)

工場調査要領 明治35. 7

工場調査統計表 明治35. 12

庁府県工場及職工取締ニ関スル規則 明治35. 12

(綿絲紡績職工事情等) 職工事情 明治36. 3～36. 4

工場衛生及災害統計表 明治36. 4

各工場ニ於ケル職工救済其他慈善施設ニ関スル調査概要 明治36. 4

庁府県工場及職工取締ニ関スル規則 追加 明治37. 3

工場調査要領 第2版 明治37. 3(復刻版 昭和42. 9)

労働者団体及同盟罷業ニ関スル調査 明治37. 3

工場及職工 明治43. 12(復刻版 昭和42. 8)

工場ニ関スル諸調査書 刊年月不詳〔内容は上記各資料からの技萃編集〕
(官営工場資料)

陸軍省：陸軍省年報 第1～12 明治8年7月／9年6月～19年

陸軍省：陸軍省統計年報 第1回～40回 明治20年～昭和3年

海軍省：海軍省年報 明治11年7月／12年6月～大正14年度

明治11年7月／12年6月，12年7月／13年6月 海軍省報告

明治13年7月／14年6月～16年 海軍省報告書

第10（明治17年）～明治21年 海軍省年報

明治22年度～26年度 海軍省報告

横須賀海軍工廠會計部：會計部年報 昭和14年度 昭和16. 4

〔海軍省〕：大正十二年以降 統計報告綴（海軍大臣官房記録） 1冊

鐵道省：鐵道統計資料 明治30年度～昭和17年度

明治30年度～38年度 鐵道作業局年報

39年度～40年度 帝國鐵道庁統計図表

41年度～大正4年度 鐵道院統計図表

大正5年度～9年度 鐵道院鐵道統計資料

大正10年度～14年度 鐵道省鐵道統計資料

昭和1年度～16年度 鐵道統計資料 第2編 建設・工務・工作・電気

昭和17年度 国有鐵道陸運統計 第6編 車輛・工場

内閣印刷局：内閣印刷局年報 明治10年上半年～昭和16年度

紙幣局工場報告書 明治10年上半年～第3回（明治10年度後半季）〔第1回は4分冊〕

印刷局工場報告書 第4回～15回（明治18年度）

印刷局工場年報書 第13回（明治19年度）

印刷局事務長年報書 第14回～16回（明治22年度）

印刷局長年報書 第17回～44回（大正6年度）

大藏省專売局：專売局年報 第1回～44回 明治31年度～昭和16年度〔第1回～6回は「煙草製造業者の職工人員」〕

大藏省造幣局：造幣局長年報書 大正2年度～昭和17年度〔大正2年度以前は「傭・職工・小使等」で一括〕

（府県資料）

東京府：大正三年東京府工場統計書 大正5. 4

山形県内務部第四課：明治三十五年山形県工場統計 明治37. 1

大阪府：大阪府統計書 明治40年～昭和4年

明治34年～38年「附録」に工場名簿あり

大阪府内務部：大阪府会社銀行組合及工場表 明治25年～28，32～34，36年

明治25年～26年 大阪府諸会社製造所及銀行表

明治27年～28年 大阪府諸会社工場及銀行表

明治32年～33年 大阪府諸会社銀行及工場表

明治34年, 36年 大阪府会社銀行組合及工場表

(行政文書)

岩手県：各製造所職工調回送ノ件；明治二十七年岩手県公文類纂 第三課 農商

岩手県：農商務省へ工場票進達ノ件；明治二十八年岩手県公文類纂 第三課 農
商

愛知県：各種工場調査表 明治二十八年 農商課

c) 労働統計

内閣統計局：労働技術統計調査結果表 大正13年～昭和17年

大正13年, 昭和2, 5, 8, 11年 労働統計実地調査報告

昭和13年 臨時労働統計実地調査報告

昭和14年 労働統計実地調査結果表

昭和15年 工場・鉱山・交通事業場数および労働者数 内地

昭和16年 工場・鉱山・運輸事業場・事務所商店数及其ノ所属労務者・技術者
数 内地

(官営工場労働統計実地調査)

製鉄所労務部(総務部)：製鉄所工場労働統計 職工之部 昭和2年, 第1回～
7回 昭和5年～11年〔第5回以降は日本製鉄株式会社八幡製鉄所：八幡製鉄
所工場労働統計〕

鉄道省大臣官房現業調査課：工場労務統計 第1回 大正13年10月10日現在

鉄道省大臣官房現業調査課：国有鉄道従業員労務統計結果表 大正15年10月10日
調

鉄道省大臣官房現業調査課：国有鉄道従業員労務統計実地調査概要〔大正15年〕

鉄道省大臣官房現業調査課：労務統計 第1輯～5輯 昭和7年

鉄道省大臣官房現業調査課：現業調査資料

昭和2年分 1 (1, 2), 2 (5, 8), 3 (5) (昭和2. 8～4. 5)

昭和4年分 4 (3～5), 5 (1～3, 5, 6), 6 (1, 3～5) (昭和5.
5～7. 9)

昭和7年分 7 (1～4), 8 (2～6), 9 (1～3) (昭和8. 1～10. 5)

昭和10年分 10 (1, 3～6) (昭和11. 1～11. 11)

昭和11年分 11 (2～4), 12 (2, 3) (昭和12. 3～13. 5)

通信省管理局：勤務統計実地調査報告 昭和11年度 第1, 2巻

(その他関連資料)

横須賀海軍工廠：労働統計 第1巻 大正13年1月調

佐世保海軍工廠：労働統計 14～21（昭和2. 1/3～3. 10/12），27（昭和6年度）

製鉄所労務課：工場労働統計 大正13年至昭和4年，昭和5年至6年

製鉄所労務課：職工労働年報概要 昭和6年度

鉄道院工作局：鉄道院工場職工統計 大正5年11月

鉄道省大臣官房現業調査課：現業調査資料1（1）～12（6）（昭和2. 8～13. 11）

専売局製造部管理課：職工状態調 第2，3輯 昭和10，12年